

政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和 7 年 7 月 24 日
政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）
利用に関する関係府省庁連絡会議議長決定
令和 7 年 9 月 3 日
一 部 改 正

政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議の開催について
（令和 7 年 6 月 30 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、政府機関等における耐量子計算
機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。た
だし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議 長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）
内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）
主 査 デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）付参事官
総務省サイバーセキュリティ統括官付企画官
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局政策企画調査官
警察庁長官官房技術企画課長
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官
外務省大臣官房情報システム総括課長
文部科学省研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室長
経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課長
防衛省整備計画局サイバー整備課長